

JCBロードアシスタンスサービス特約

第1条 (特約の目的等)

- 1.本特約は、首都高速道路サービス株式会社と株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよび株式会社ジェーシーピーの指定するカード発行会社（以下、「JCB」という。）より発行する首都高ビジネスカード（以下、「提携カード」という。）の法人会員が指定したカード使用者（以下、「会員」という。）に対して、首都高速道路サービス株式会社との提携条件に伴い、JCBが提供するJCBロードアシスタンスサービス（以下、「サービス」という。）に関し、その内容、利用者、利用方法および遵守事項等を定めたものです。
- 2.JCBは、MS & ADグランアシスタンス株式会社（以下、「MS & ADグランアシスタンス」という。）と提携してサービスを提供するものとします。
- 3.JCBは、必要と認めたときはいつでも、会員にあらかじめまたは事後に通知して、この特約を変更することができるものとします。

第2条 (サービスの対象会員)

- 1.本サービスは法人会員単位でのみ、申し込みまたは解約することができます。
- 2.前項の規定に基づき、法人会員が申し込みをした場合は、すべての会員が本サービスの対象となります。また法人会員が解約をした場合は、すべての会員が解約となります。（会員単位での申し込みや解約はできません。）

第3条 (年会費)

法人会員は、提携カードの年会費とは別に、本サービス所定の年会費を会員の人数分、提携カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、すでにお支払い済の年会費は、本サービスの解約または提携カードを退会もしくは会員資格の喪失となった場合でもお返ししません。

第4条 (サービスの対象車両)

会員が運転中の以下の車両が対象となります。自家用普通自動車、自家用小型自動車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特殊用途自動車（キャンピング車）、原動機付自転車、自動二輪車。ただし、車両重量が3トン以上または、最大積載量2トン以上の車両、特殊車両は対象外となります。

第5条 (サービスの対象地域)

- 日本全国を対象とします。ただし、
- (1) 自宅（自社）駐車場および同等と判断される保管場所でのトラブルは対象外となります。
 - (2) 法人の指定した提携カード使用者の自宅駐車場および同様と判断される保管場所でのトラブルは対象外となります。
 - (3) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等自動車両の運行が極めて困難な地域および自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域へのサービスの提供は、お断りすることがあります。
 - (4) 一部離島については、サービスの提供ができない場合があります。

第6条 (サービスの内容)

サービス対象車両が事故または故障により自力走行不能となった場合、24時間、365日、次のサービスを提供いたします。自力走行が不能な場合は、動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない場合をいいます。具体的には、夜間ライトがつかない状態や、雨の日にワイパーが動かない状態等をいいます。

- (1) 緊急レッカーサービス レッカーの手配とレッカー牽引を現場から最長10kmまで無料で行います。
- (2) 緊急修理サービス 修理業者を手配し、現場にて30分程度の緊急修理サービスを無料で行います。具体的には、キー閉じ込み、バッテリーあがり時のジャンピング、スペアタイヤ交換、1m以内の落輪引き上げ、ガス欠、各種オイル漏れ点検、各種バルブヒューズの取り替え、冷却水の補充、ボルトの締め付け等。ただし、次の場合、実費は利用者の負担となります。
 - ① ガソリン代、オイル代、セキュリティ装置付車両のカギ開け、パンク修理、バッテリー充電、部品代等。
 - ② チェーンの脱着、クレーン作業。
 - ③ 雪道、泥道、砂浜等で単にスリップする状態で走行できない場合。
 - ④ 事故時の現場清掃代金等の特殊作業。
- (3) 紹介サービス 会員の依頼により、次の紹介サービスを提供いたします。ただし、実費はすべて利用者の負担となります。
 - ① 車両の事故、故障による移動のための代替交通機関および宿泊施設の案内。
 - ② 修理後の車両の自宅等希望地までの搬送業者の紹介。
 - ③ レンタカー、ガソリンスタンドの24時間紹介。
 - ④ 簡易な故障相談サービス。

第7条 (サービスの対象とならない場合)

- 事故または故障の原因が以下の場合は無料サービスの対象外となります。
- (1) 故意。
 - (2) 無免許、無資格、酒酔い、酒気帯び、麻薬等、道路交通法上禁止されている状態で運転していた場合。
 - (3) 地震、噴火、津波等天災に起因する場合。
 - (4) 戦争、暴動危機、原子力に起因する場合。
 - (5) 国または地方公共団体の公権力の行使に起因する場合。
 - (6) レース、ラリーまたはこれらに類似するモータースポーツ等使用方法が通常の自動車走行と異なる場合。
 - (7) 自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱して使用していた場合。
 - (8) その他、無料サービスが適切でないと判断される場合。

第8条 (その他の注意事項)

1. サービスのご利用は、サービス利用時に事前に専用フリーダイヤルにご連絡いただくことがサービス提供の条件となります。会員自身でレッカー・修理業者を手配された場合は、サービスの対象外となります。
2. 地域によっては、道路事情等によりレッカー・修理業者の現場到着に時間がかかることがあります。
3. 有料駐車場の駐車料、カーフェリーの往復乗船料等、救援のために別途費用が必要な場合、当該費用は利用者の負担となります。
4. サービス専用フリーダイヤルでは、事故に関する相談・受付等はできません。

第9条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下、併せて「会員等」という。）は、MS & ADグランアシスタンスが会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) MS & ADグランアシスタンスのサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）を収集、利用すること。
 - ① 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第10条において会員が届け出た事項
 - ② 入会承認日、有効期限等、提携カードの契約内容
 - ③ 提携カードの利用内容（第11条において共有する情報）
 - (2) MS & ADグランアシスタンスの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、MS & AD グランアシスタンスに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、MS & AD グランアシスタンスはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第 10 条（届け出事項の共有）

会員が、MS & AD グランアシスタンスまたは JCB に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、MS & AD グランアシスタンスまたは JCB の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について MS & AD グランアシスタンスおよび JCB の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第 11 条（利用内容の共有）

会員は、MS & AD グランアシスタンスが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の提携カードの利用内容を、JCB と MS & AD グランアシスタンスにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。

<ご相談窓口>

MS & AD グランアシスタンスに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

MS & AD グランアシスタンス株式会社 品質向上推進部

〒112-0054 東京都文京区後楽 2-5-1 住友不動産飯田橋ファーストビル7階

電話番号：050-3818-1052（受付時間 平日 9:00 ～ 17:00 年末年始は除く）

（TK535410・20240701）